第三百二十一条の八第三十八項の規定	第三百二十一条の八第三十八項の規定又は旧法第三百二十一条の八第二十六項の規定
のもの	又は連結事業年度のもの
この項の規定に	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられたこの項の規定又は旧令第九条の七第八項の規定に
以後	又は連結事業年度以後
第八項	第二項	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第二項
各事業年度の	各事業年度又は各連結事業年度の
合併前三年内事業年度	合併前三年内事業年度等
をいい	又は連結事業年度をいい
を除くもの	又は連結事業年度を除くもの
とする	とし、これらの連結事業年度のうちに当該被合併法人又は当該合併法人との間に連結完全支配関係があつた他の内国法人等の法人税の課税標準である連結所得の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度又は連結事業年度以前の連結事業年度を除くものとする
第八項第一号	第八項第一号
分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
をいい	又は各連結事業年度をいい
を除く	又は連結事業年度を除く
とする	とし、これらの連結事業年度のうちに当該分割法人等又は当該分割法人等との間に連結完全支配関係があつた他の内国法人等の法人税の課税標準である連結所得の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度又は連結事業年度以前の連結事業年度を除くものとする
第八項第二号	
分割等前三年内事業年度	
前項後段	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた前項後段

第九項	
前項	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた前項
以後の	又は連結事業年度以後の
第二項	同条第三十四項の規定により読み替えられた第二項
合併前三年内事業年度の控除限度超過額	合併前三年内事業年度等の控除限度超過額
合併前三年内事業年度の区分の控除限度超過額と	合併前三年内事業年度等の区分又は連結事業年度の控除限度超過額と
合併前三年内事業年度	合併前三年内事業年度等
各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
第九項第一号	
合併前三年内事業年度	合併前三年内事業年度等
各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
第九項第二号	
合併前三年内事業年度	合併前三年内事業年度等
属する事業年度	属する事業年度又は連結事業年度
合併事業年度	合併事業年度等
第十項	
第八項	地方税法施行令改正令附則第三条第三十四項の規定により読み替えられた第八項
以後の	又は連結事業年度以後の
第二項	同条第三十四項の規定により読み替えられた第二項
分割等前三年内事業年度の控除限度超過額	分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額
分割等前三年内事業年度の区分の控除限度超過額と	分割等前三年内事業年度等の区分又は連結事業年度の控除限度超過額と
分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度
第十項第一号	
分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
開始	又は連結事業年度開始
第十項第二号	
分割等前三年内事業年度	分割等前三年内事業年度等
各事業年度	各事業年度又は各連結事業年度